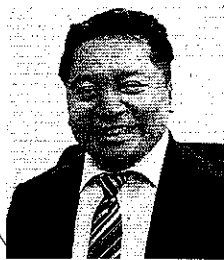


街の不動産トラブルを解決する

57

調停人候補者紹介

ADR（裁判外紛争解決）という概念には、裁判以外の紛争解決手段が広く含まれます。日本不動産仲裁機構に寄せられる様々な相談のうち、制度上の正規の和解手続きに至るものはごく一部ではありますが、ADR制度を背景にお客様の相談に向き合う調停人の日々の活動はそれ自体が広い意味でのADRと呼ぶことができるでしょう。ここでは、そのような街の不動産業者（調停人候補者）の方々の声を紹介します。



柳原達也氏

私どもは不動産業を営んでおられるのですが、辛いこと約に、現状でお客様などとの間で大きなトラブルが発生したという事はありません。これは、お客様との契約の時点で重要事項の説明やその他の説明がしっかりとできており、誤解などを与えることが少ないことに起因するのではないかと考えます。

「お客様がしっかりと理解

「お客様がしっかりと理解...」
ADRとは「より当事者の求める形」でのトラブルの解決を図るためにつくられた制度です。その特徴であると共に通常の裁判との違いは「当事者間の自由な意思と努力に基づいて紛争の解決を目指す」ということ。これによって「覚悟を決めて裁判を起す」もしくは「面倒」とは嫌なので泣き寝入りをする」という両極端な二択の中間的な判断として「まずは話し合いによる解決を目指す」という段階的な選択肢を消費者が選択す

当事者の求める形で

ます。

ることができるのです。

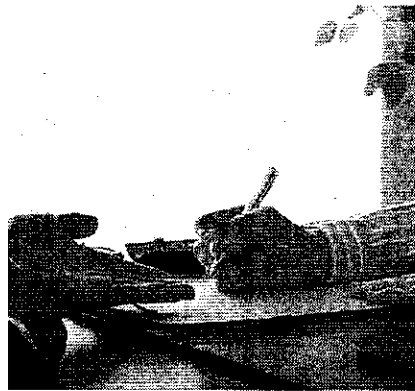
特に、ADRは事業者とお客様との間で発生したトラブルを円滑に処理することのできる有効な手段になります。

ADRとは「より当事者の求める形」でのトラブルの解決を図るためにつくられた制度です。その特徴であると共に通常の裁判との違いは「当事者間の自由な意思と努力に基づいて紛争の解決を目指す」ということ。これによって「覚悟を決めて裁判を起す」もしくは「面倒」とは嫌なので泣き寝入りをする」という両極端な二択の中間的な判断として「まずは話し合いによる解決を目指す」という段階的な選択肢を消費者が選択す

「まずは話し合いによる解決を目指す」という段階的な選択肢を消費者が選択す

「まずは話し合いによる解決を目指す」という段階的な選択肢を消費者が選択す

【調停人候補者】 柳原達也氏 (株)トップワイジャパン代表取締役(東京都板橋区)



誤解を与えることがないよう説明することでのトラブル発生リスクを抑える

(連載終わり)